

令和6年4月23日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

弾道ミサイル発射に係る学校園の対応について(お知らせ)

日頃から、本市の学校教育に、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

令和4年10月にも弾道ミサイルが東北地方上空を通過し、青森県や北海道にJアラート等を通じた緊急情報発信される事象がありましたが、兵庫県にJアラート等を通じた緊急情報が発信された場合の本市市立学校園の対応を改めてお知らせいたします。ご家庭におかれましても万が一の際に適切な対応が取れるようご確認をお願いいたします。

1 状況 (兵庫県へのJアラート発信内容)

(1) 「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」または「直ちに避難することの呼びかけ」

ア 登校園前 幼児・児童・生徒は「自宅待機」とします。

イ 登下校・登園降園中

緊急情報を聞いたときは、次のとおり行動するよう幼児・児童・生徒に伝えます。(ご家庭でもお子様と話をしてください。)

(ア) 屋外にいる場合：「近くのできるだけ建物の中、又は地下などに避難する」、「近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る」

(イ) 屋内にいる場合：「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する」

ウ 在校・在園中 幼児・児童・生徒は「学校・園内待機」とします。

(2) 「日本の領土・領海に落下した」

ア 登校園前 幼児・児童・生徒は「自宅待機」とします。

イ 登下校・登園降園中 「上記1(1)イ」と同様

ウ 在校・在園中

教育委員会から学校園を通して保護者に「下校・降園を含めた対応についてお知らせ」をします。

また、学校園の再開については、別途、お知らせします。

(3) 「ミサイル通過情報」または「日本の領海外の海域に落下した」

ア 登校園前 幼児・児童・生徒は「登校園」とします。

イ 登下校・登園降園中 幼児・児童・生徒は「登校園」とします。

ウ 在校・在園中 幼児・児童・生徒は「授業・保育を継続」とします。

2 保護者の皆様へお願い

(1) テレビ・ラジオ・インターネット・尼崎市防災行政無線等でJアラート緊急情報収集に努めてください。

(2) ご家庭において、お子様と緊急事態が発生した際の対応について話し合ってください。

(3) 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の行動等については、以下のURLを参照してください。

内閣官房 国民保護ポータルサイト <https://www.kokuminhogo.go.jp>

(以 上)